

令和 7 年

小 牧 市 議 会

第 2 回 定 例 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提 出 予 定 議 案

条 例 案	3 件
一 般 議 案	8 件
専 決 処 分 承 認 案	2 件
補 正 予 算 案	2 件
諮 問	4 件
計	1 9 件

議 案 目 次

条 例 案	
57	小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………1
58	小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………2
59	小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………2
一 般 議 案	
60	指揮車の取得について……………3
61	消防ポンプ自動車の取得について……………3
62	自動フライヤーの取得について……………3
63	真空冷却機の取得について……………4
64	高機能消防指令設備・デジタル消防救急無線設備改修委託契約の締結について……………4
65	高速自動車国道中央自動車道西宮線と交差する小牧市管理の高速道路跨道橋（大山橋）に係る撤去工事に関する実施協定の締結について……………5
66	事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………5
67	小牧市道路線の認定について……………6
専 決 処 分 承 認 案	
68	専決処分の承認について……………7
69	専決処分の承認について……………7
補 正 予 算 案	
70	令和 7 年度小牧市一般会計補正予算（第 1 号）……………9
71	令和 7 年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………11
諮 問	
諮問1	人権擁護委員候補者の推薦について……………12
諮問2	人権擁護委員候補者の推薦について……………12
諮問3	人権擁護委員候補者の推薦について……………12
諮問4	人権擁護委員候補者の推薦について……………12

条 例 案

(議案第 5 7 号)

小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 公示送達

公示送達は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとする。

2 個人市民税

- (1) 特定親族特別控除の創設に伴い、所得控除及び個人市民税の申告に関する規定の整備を行う。
- (2) 寄附金税額控除に関する規定の整備を行う。

3 市たばこ税

加熱式たばこの課税方式について、次の措置を講ずることとする。

- (1) 加熱式たばこの課税標準について、当分の間、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

ア 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合は、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

イ ア以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合は、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

- (2) (1)の見直しに伴う経過措置として、令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間における加熱式たばこの課税標準は、改正前の方法により換算した紙巻たばこの本数及び改正後の方法により換算した紙巻たばこの本数のそれぞれに 0.5 を乗じて計算した本数の合計本数とする。

- 4 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、3 は令和 8 年 4 月 1 日から、1 は地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日から、2 の(2)は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

(議案第 5 8 号)

小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から男女の別を削る。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行する。

(議案第 5 9 号)

小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 家庭的保育事業者等及び特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施又は代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、一定の要件を満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができることとする。
- 2 家庭的保育事業者等及び特定地域型保育事業者が、連携施設の確保をしないことができる期間を小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の施行の日から 1 5 年（現行 1 0 年）を経過する日までの間とする。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

一 般 議 案

(議案第60号)

指揮車の取得について

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 指揮車 |
| 2 | 取 得 財 産 | 指揮車1台 |
| 3 | 取 得 金 額 | 23,870,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市中区金山二丁目1番5号
平和機械株式会社
代表取締役 小 野 寛 利 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

(議案第61号)

消防ポンプ自動車の取得について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 名 称 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取 得 財 産 | 消防ポンプ自動車1台 |
| 3 | 取 得 金 額 | 23,078,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ名古屋支店
支店長 土 居 典 生 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

(議案第62号)

自動フライヤーの取得について

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 自動フライヤー |
| 2 | 取 得 財 産 | 自動フライヤー2台 |
| 3 | 取 得 金 額 | 26,840,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市中村区名駅南三丁目13番20号
株式会社中西製作所名古屋支店
支店長 高 杉 幹 雄 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

(議案第 6 3 号)

真空冷却機の取得について

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 真空冷却機 |
| 2 | 取 得 財 産 | 真空冷却機 1 台 |
| 3 | 取 得 金 額 | 2 7 , 8 3 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市中村区名駅南三丁目 1 3 番 2 0 号
株式会社中西製作所名古屋支店
支店長 高 杉 幹 雄 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

(議案第 6 4 号)

高機能消防指令設備・デジタル消防救急無線設備改修委託契約の締結について

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 委託契約の名称 | 高機能消防指令設備・デジタル消防救急無線設備改修委託 |
| 2 | 委託業務場所 | 小牧市安田町 1 1 8 番地外 |
| 3 | 委託契約の概要 | 通信指令系設備、情報処理系設備、映像系設備、無線回線制御装置等の更新 |
| 4 | 委託契約金額 | 8 2 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 委託契約の相手方 | 名古屋市中区錦一丁目 1 7 番 1 号
日本電気株式会社東海支社
支社長 吉 田 治 展 |
| 6 | 契約の方法 | 随意契約 |

(議案第 6 5 号)

高速自動車国道中央自動車道西宮線と交差する小牧市管理の
高速道路跨道橋（大山橋）に係る撤去工事に関する実施協定
の締結について

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 協 定 の 名 称 | 高速自動車国道中央自動車道西宮線と交差する小牧市管理の高速道路跨道橋（大山橋）に係る撤去工事に関する実施協定 |
| 2 | 橋 り ょ う 名 | 大山橋 |
| 3 | 委 託 業 務 場 所 | 小牧市大字野口地内 |
| 4 | 協 定 の 概 要 | 高速道路跨道橋（大山橋）撤去工事委託 |
| 5 | 協 定 金 額 | 2 2 6 , 8 5 8 , 5 0 0 円 |
| 6 | 協定の相手方 | 名古屋市中区錦二丁目 1 8 番 1 9 号
中日本高速道路株式会社
名古屋支社長 前 川 利 聡 |
| 7 | 協 定 の 方 法 | 随意 |

(議案第 6 6 号)

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 相手方の住所氏名 |
| | ※※※※※※※※※※※※※※※※ |
| | ※※※※※※※※ |

- | | |
|---|-----------------|
| 2 | 損害賠償の額 |
| | 6 6 8 , 6 1 0 円 |

- | | |
|---|-------|
| 3 | 事故の概要 |
|---|-------|

令和 7 年 3 月 1 7 日午前 9 時頃、小牧市郷中二丁目 8 4 番地先市道郷中二丁目 4 号線を西進していた乗用車が同路線に設置されている道路鋸^{びょう}の上を通過したところ、道路鋸の設置状態の不具合により、道路鋸が左側後輪と車体との間に巻き込まれ、左側後部バンパー等を破損させたものの

(議案第 6 7 号)

小牧市道路線の認定について

市民の利便を増進するため、安田 2 号線を認定する。

専決処分承認案

(議案第 6 8 号)

専決処分の承認について

小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 固定資産税

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がない場合でも、管理組合の管理者等から提出された書類により当該マンションが当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとする。

2 軽自動車税

二輪の原動機付自転車のうち総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のものに係る軽自動車税の種別割の税率を 2,000 円とする。

3 その他所要の規定の整備を行う。

4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行した。

(議案第 6 9 号)

専決処分の承認について

小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 基礎課税額に係る課税限度額を 66 万円（現行 65 万円）に引き上げる。

2 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 26 万円（現行 24 万円）に引き上げる。

3 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の対象となる所得の基準について、これらの額の 5 割を減額する基準については被保険者等 1 人あたりに加算する金額を 30 万 5 千円（現行 29 万 5 千円）とし、これらの額の 2 割を減額する基準については被保険者等 1 人あたりに加算する金額を 56 万円（現行 54 万 5 千円）とする。

4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行した。

補正予算案

補正予算案の概要

(単位 千円)

会 計 別	補正前の額	補 正 額	計
一 般 会 計	70,356,000	416,522	70,772,522
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	12,474,988	924	12,475,912
合 計	82,830,988	417,446	83,248,434

(議案第70号)

令和7年度小牧市一般会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
70,356,000	416,522	70,772,522	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
			5,242
			地域公共交通確保維持改善事業費補助金
			△30,631
			地域生活支援事業費等補助金
			786
			就学前教育・保育施設整備交付金
			34,532
			生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
			940
			重層的支援体制整備事業交付金(国)
			△575
			重層的支援体制整備事業交付金(県)
			△287
			社会福祉基金繰入金
			20,000
			前年度繰越金
			261,915
			多世代交流プラザ管理事業債
			70,700
			認定こども園建設事業債
			△6,800
			都市整備事業債
			60,700

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
70,356,000	416,522	70,772,522	地方公共団体情報システム機構負担金
			5,242
			災害対策設備整備事業
			3,564
			ラピオ設備修繕負担金(多世代交流プラザ施設管理事業)
			114,533
			過誤納還付金
			123,000
			福祉総合システム修正委託料
			1,573
			障害者施設整備費補助金
			10,000
			児童クラブ運営委託料
			124
			保育園等看護職員派遣委託料
			5,799
			待機児童解消事業
			40,620
			生活保護システム修正委託料
			1,881
			健康いきいきポイントシステム修正委託料
			1,958

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
			自動車借上料（妊婦等包括相談支援事業型利用者支援事業） 193
			自動車購入事業（重層的支援体制整備事業） △1,342
			ラピオ設備修繕負担金（市営駐車場施設管理事業） 77,352
			ラピオ設備修繕負担金（ラピオ財産管理事業） 20,989
			図書館運営一般事業 1,147
			図書館用備品購入費 9,889

繰越明許費補正

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持補修事業	199,256

債務負担行為補正

（単位 千円）

事項	期間	限度額
大城児童クラブ運営委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	3,052
（仮称）歴史民俗資料展示施設展示制作委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	79,965
図書館業務委託事業	令和7年度から 令和10年度まで	561,900

地方債補正

（単位 千円）

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
多世代交流プラザ管理事業	61,800	132,500
認定こども園建設事業	189,700	182,900
都市整備事業	0	60,700

(議案第 7 1 号)

令和 7 年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

補正予算の内容

歳 入

(単 位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要
12,474,988	924	12,475,912	特別調整交付金 924

歳 出

(単 位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要
12,474,988	924	12,475,912	国民健康保険システム修正委託料 924

諮 問

(諮問第 1 号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 稲垣ヒロ子氏の任期満了（令和 7 年 9 月 3 0 日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

(諮問第 2 号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 青山恵史氏の任期満了（令和 7 年 9 月 3 0 日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

(諮問第 3 号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 長谷川恵子氏の任期満了（令和 7 年 9 月 3 0 日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

(諮問第 4 号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 服部智謙氏の任期満了（令和 7 年 9 月 3 0 日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの